

【議案第 2 号】

平成 2 9 年度事業計画（案）

添付資料

（1）平成 2 9 年度公益財団法人黒石市民財団事業計画書

平成29年度事業計画書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(基本方針)

本財団にあつては新法人となつて七年度目となつた。日本国内にあつては経済的に安定した様に見えるが、米国FRBの利上げによつて、不確定な要素が加わつたこと、またトランプ新大統領の政策による影響も心配される。

これまでの「長期国債利金収入」から、昨年を期して「ダイワ長期国債ファンド」へ切り替えを行つたことにより高利率の利息収入となつているが、絶対安心という状況ではない。

明るい材料としては、平成28年度から奨学一時金の支給を5名に、さらに今年度からは8名に2年間継続して支給すべく新しい予算計画を立てることとなつた。昨年から黒石市の人材育成助成金の支援を受ける事になり、育英奨学事業の充実を図る事が可能となつた。ここに黒石市の財団事業に対する配慮に深く感謝を申し上げたい。

I. 事業の計画

以上の基本方針を踏まえて平成29年度は次の4項目の事業を計画した。

(1). ふるさと教育、生涯学習のための事業（公益目的事業1）

市内小学生を対象とした「楽しさ発見塾」を開催予定。

平成29年9月、松の湯交流館において黒石市社会福祉協議会との共催。

参加予定児童数は30名を予定している。

(2). 育英奨学に関する事業（公益目的事業2）

小論文を募集し選考の上、8名にそれぞれ2年間継続で各10万円を支給する。

審査会は平成29年7月開催予定。入選者8名を選定する。

佳作者には図書券を進呈する。

(3). 文化活動スポーツ活動振興のための支援事業（公益目的事業3）

文化活動およびスポーツ活動の申請があり次第、三役会において審査し、理事会において承認を受ける。

(4). その他目的を達成するために必要な事業（公益目的事業4）

理事会において人材育成に関する勉強会を開催する等。

Ⅱ. その他の事項

1. 職員数について

職員は置かない (常勤職員 なし)

2. 借入金について

借入れ最高限度額を100万円とする。

3. 営利企業の保有株式について

現在は営利企業の株式を保有する予定なし。